

第 268 回一関市教育委員会定例会 会議録

1 開催日時

開会 令和6年9月20日（金）午後1時30分

閉会 令和6年9月20日（金）午後3時00分

2 会議の場所

一関市役所花泉支所東大会議室

3 出席者

教育長 時 枝 直 樹

委員 伊 藤 一 志

委員 佐 藤 一 伯

委員 桂 島 加奈子

委員 大 浪 友 子

4 会議に出席した関係者及び職員

教育次長兼教育総務課長	千 葉 せつ子
まちづくり推進部長	小野寺 愛 人
一関図書館長	藤 倉 忠 光
副参事兼学校教育課長	八 木 浩 司
副参事兼文化財課長兼骨寺荘園室長	氏 家 克 典
一関市博物館次長	佐々木 修 路
いきがいつくり課長	伊 藤 信 子
教育総務課長補佐兼庶務係長	宮 野 真知子（記録）

5 議題及び議決事項

議案第 25 号 一関市職員倫理規程の制定について

6 報告

(1) 行事報告及び行事予定について

7 その他

(1) 令和6年度学校教育行政の重点について（グローバル化への対応）

(2) その他

8 会議の議事

○教育長 ただいまから第268回一関市教育委員会の定例会を始めます。よろしくお願いいたします。

議案第25号 一関市職員倫理規程の制定について

○教育長 2の議事に入ります。議事日程第1議案第25号、一関市職員倫理規程の制定について、事務局からお願いします。

教育次長。

○教育次長 資料の2ページをご覧くださいと思います。議案第25号、一関市職員倫理規程の制定についてです。こちらは官製談合防止法違反の疑いで元職員及び現職の職員が逮捕、起訴される事案が発生したことを受け、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とし、職員の職務にかかる倫理の保持に資するため必要な事項を定めるものとしてございます。こちらの本倫理規程の対象は、地方公務員法第3条第2項に規定されている一般職に属する職員、会計年度任用職員も含まれます、を対象にしているものですので、職員が配属されている行政委員会、教育委員会も含めた市の合同訓令として制定するということになっています。

3ページ目をめくっていただきます。まず目的を読み上げさせていただきます。この訓令は、職員が市民全体の奉仕者であってその職務は市民から負託された公務であることに鑑み、職員の職務にかかる倫理の保持に資するため必要な事項を定めることにより、職務の執行の公平さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする、と規定しております。

2条は定義ということで、用語の定義となりますが、2号の管理職員につきましては、一関市一般職の職員の給与に関する条例第18条第1項、いわゆる管理職手当を支給されている職員を管理職員と定義しているものです。3号の倫理監督者、4号の総括倫理監督者につきましては、2項以降にありますけれども、総括倫理監督者の職務が副市長、倫理監督者の職務はこちら記載になっておりますが、各部の部長級の職員が該当になっていません。

4ページ目をご覧ください。第3条の倫理行動基準でございますけれども、こちらについては、職員が認識すべき行動の基準、心構えということで5項目を出しています。1号については、職員は、市民全体の奉仕者であるということで、職務上知り得た情報について、市民の一部に対してのみ有利な取り扱いをするなど、市民に不当な差別的取り扱いをしてはならず、常に公正な職務執行に当たらなければならない。2号としては常に公

私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。3号として職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使にあたっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けることなどの市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。4号として、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。5号として、勤務時間外においても、個人的な行為であっても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。大きくは公務員の倫理規程のところをそのまま記載してける形になりますけれども、倫理行動基準ということで5項目掲げています。

第4条に利害関係者と出てまいりますけれども、職員が職務として関わる事務、利害関係者という表示が出てきますけれども、この利害関係者というのがどういう方々なのかというのを4条で規定しています。

5ページ目をご覧ください。こちら6項目ございます。1号は許認可等の相手方。申請したものだけではなく、申請しようとしているものも含めて許認可の相手方になります。2号としては補助金等の相手方。市や教育委員会から補助金などを交付するのですが、その補助金の相手方になる方々ということです。3号は検査等の相手方。立ち入り検査や監査などを行う場合があるのですが、そういったところの相手方となります。4号として不利益処分の相手方という形になります。5号としては行政指導の相手方。6号として、契約の相手方、これはこれから契約をしようとする相手方も含まれるという形で、利害関係者ということで、こちら大きく6項目に分けています。

第4条第2項、一番下から5行目からの部分ですけども、職員が異動した場合ですが、異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなすということで、異動後3年間は直接利害関係者となるものに対するいろんな禁止行為のところは影響を受けてくるというものでございます。

5条の禁止行為ですけども、禁止行為についてはそのとおりで、職員が利害関係者から受けてはいけない行為というのを規定しています。大きくこちら9つございますが、1号に関しては金銭や物品又は不動産の贈与を受けることは禁止行為です。受けてはいけないということです。2号としては金銭の貸付け、お金を借りたりすることはいけません。3号として、無償で物品や不動産の貸し付けを受けること。これも禁止で行為です。4号としては、無償で役務の提供を受ける、いわゆるその他サービス関係ございます。5号として未公開株式を譲り受けること。6号として供応接待、いわゆる酒や飲食等の接待を受けること。7号として共に遊技をすること。8号として共に旅行をすること。公務のために

利害関係者と旅行する、出張するということはありますが、そういったことは含まれません。私的に旅行をするということは今回の禁止行為に設けられております。9号としてこれら1から8号までの部分を、第三者に対してそういう行為をさせるということもいけませんということになっています。

第5条の2項では、逆に次に掲げる行為は行うことができるということで規定されています。1号として、利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。広く一般に配布されるということで、特に個別に優遇されているわけではないという捉え方になります。2号として、多数の者が出席する式典、そういったものにおいて利害関係者から記念品の贈与を受けること。これは一般的に多数の方々を招いたパーティーや式典での記念品というものがついているもの、そういったものは受け取ることができるということになります。7ページ目、同じようにそういった式典で飲食物の提供を受けること。いわゆるその式典とか何かで食事が出る部分をいただくことは、禁止行為ではありませんという形です。4号としては、職員自らが冠婚葬祭を取り行う執行者になった場合に、社会通念上の範囲での祝儀、香典をいただくのは構いませんということになります。5号として、職務として利害関係者、例えば事業者等を訪問した際に、そこからこう提供される物品を使うということはいいですということになっています。6号として、利害関係者を訪問した際に自動車を利用することということで、タクシーとか、事業者の公用車での送迎を受けるということに関しては認められますとなっています。7号とすれば、職務として出席した会議に茶菓の提供、一般的にお菓子とか飲み物が出されているものをいただくことはよろしいということになります。8号として、同じように職務として出席した会議において簡素な飲食物の提供を受けて、簡素な飲食をすることは可能とされております。

第6条に禁止行為の例外とありますが、こちらについては職員の私的な関係、いわゆる利害関係者との間に私的な関係がある場合に、各号に該当している禁止行為についても行うことができるとなっています。ただし、8ページ目を見ていただきたいのですが、第6条第2項ですけれども、市民の疑惑又は不信を招くおそれがないかどうか、例えば質素な飲食だったり、私的に利害関係者である分は禁止行為には当たりませんよと言われても、それを本当に市民から疑惑又は不信を招く恐れがないかどうかというのを個人一人で判断できない場合については、倫理監督者ということで、教育委員会では私になりますけれども、各部の部長に相談してその指示に従うという規定が設けられています。

7条には、利害関係者以外の者との間における禁止行為ということで、利害関係者を6項目で分けておりましたけれども、利害関係者に該当しない事業者、直接例えば契約の相手にはならない相手であっても、その者から飲食とかお酒とかの接待を繰り返し受ける

など、社会通念上相当と認められる程度を超えてそういった接待を受けたり、何か物をいただいたりすることはしてはいけませんという禁止行為を設けております。

8条については、特定の書籍の監修に対する報酬の受領の禁止ということで、例えば市が補助金などを使って作成される書籍について、そのものに対して自分が何か寄稿したりするものに報酬をもらってはいけないということになります。

9条には、職員の職務にかかる倫理の保持を阻害する行為等の禁止ということで、職員自らであり、他の職員が違反する疑いのある行為を行っているのではないかなど、そういった思料するに足りる事実について、嘘の申告を行ったり、それを隠そうとしたりしてはいけませんということですし、逆に管理職員いわゆる課長級の管理職手当もらっている職員については、職員を管理し、又は監督する職員がこの訓令に違反する疑いのある行為を行った思料するに足りる事実があるときは、黙認してはならないということで規定を設けております。

9ページ目の第11条ですが、職員は、自ら事業者との行為を行う際に利害関係者に該当するかどうか、いわゆる4条に設けている利害関係者に該当するかどうか判断できないときも、倫理監督者に相談をするということで、迷う場合は一人では判断しないというところの規定も設けています。

第12条ですけれども、職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受けた時については、どういったものを受けていたかというものについて、事実のあった日から14日以内に、統括倫理官、副市長に、それを提出しなければいけないということになっております。これは禁止行為にかかるかからなく、贈与を受けた場合については報告をするという項目を設けています。細かい報告の内容について、例えばどういうものを受け取ったか、その年月日とか価格であったり、そういった項目について8号まで規定を設けているところがございます。今回、このような一関市職員の倫理規程という形で、初めての規程という形になります。国家公務員の倫理規程などと比較しながら策定しているところではありますけれども、特にも小さいうちに、疑念を持つ前に、小さい物事が大きくなる前にちゃんと職員間で発見する、抑制する、何かを見つけたらすぐそこを改善できるという形で倫理規程を設けている形になっております。これにつきましては先ほども申し上げましたが、市と行政機関、委員会など全ての機関の合同訓令ということで制定することになっておりまして、それぞれの行政委員会の方でもそれ議決を受けて合同訓令に臨むものとしているものでございます。説明長くなりましたが、以上です。

○教育長 今般の官製談合防止法違反での事案を受けて、市役所職員の職務にかかる倫理の保持のために制定するもので、かなりの細かい部分がありましたので、分量が多い内容

でしたけども、一括して質問、ご意見等あればお願いしたいと思います。

伊藤委員。

○伊藤委員 教師の世界でも、採用になって初任者研修を受けますが、初任者研修時には公務員法あるいは教育公務員特例を、しっかり事前に研修会で学びます。そして教師になっても定期的あるいは学校によって違いますが、それぞれ倫理に関しては再三にわたって勉強会あるいは研修会等を行って意識を高めることをするのですが、市の職員は今回の規程以前には、新任職員の研修あるいは定期的に倫理とかそういうものを高める研修や勉強会などというものはなかったのでしょうか。

○教育長 教育次長。

○教育次長 職員の公務員倫理に関する研修につきましては、初任者研修でももちろんございますし、職員が定期的に年数を経過して行う研修というのがあるのですが、その際には必ず倫理に関する研修というのが含まれております。また、公務員倫理に関する講話に近いようなものも行うこともありますし、人材育成の指針の中でも、公務員倫理という項目があって、それに基づいて自分でも反省、評価もしますし、上司がそれも評価するという形で、人材育成の点でも毎年人事評価のところでは公務員倫理の項目もあるわけなんですけれども、もちろん公務員倫理を高めることについては職員はそういった形で進めてはいるんですが、今回の事案というのが発生しているということもございまして、それだけではなく、こういう規程をしっかり作って改めてそういうものを遵守していくというような、さらに公務員倫理で倫理観を高めるための規程という形で今回制定するものです。

○教育長 ほかにございますか。

佐藤委員。

○佐藤委員 このような自治体の職員倫理規程というのは、例えば岩手県ですと、他の自治体でも事例があるのかどうか教えていただきたいと思います。

○教育長 教育次長。

○教育次長 全てではないのですが、県内ですと花巻市なども制定してございます。全てではないのですが、大体何か事案が発生して、それをこう改善するためにやはり倫理規程が必要ですねというところで設けているという自治体が多くあると捉えております。県内は花巻市だけではなく何か所かありましたが、今資料を持ち合わせていないので申し訳ございません。

○教育長 ほかにございますか。

桂島委員。

○桂島委員 9ページの第12条ですが、支払いを受けた時にも報告を14日以内にということで、1件につき5,000円と書いてあるのですが、例えば5,000円という金額を制定し

たのが、国家公務員法などを基にしたのか、それとも贈与という点で指摘されるのは、5,000円という金額のところだからこのように制定したのかというところがあります。例えば5,000円以下を複数回にわたって、支払っていると結構な額になっていくと思いますが、そういうことを考えようとする人もいないわけではないのではないかとこのところがあって、金額がなぜこの金額かというところ、そういう事例があるのではないかなというところを踏まえて教えていただければと思います。

○教育長 教育次長。

○教育次長 12条の5,000円については、管理職であった場合というところもあるのですが、管理職は例えば何か講演とかする際に、市の方でも一定の基準というのが講師謝金などあるのですが、それに則った時にまた他市の事例などを見て、5,000円以上を超えるような金額だとちょっと高いのかなというところでの設定となります。ただ先ほど、数回重ねて何回かという時には、逆にそういった講演などにこまめに呼ばれているというところで、職務上呼ばれている場合は命令でとか、出張したりとかというのはやはり上司の命令でその職務に就かせておきますので、そういったところで金品が出るかどうかというのは、今までも本来はもらった時は別に報告することになっておりますので、そういったところで、同じところから何回も呼ばれて報酬を受けているというのであれば、逆にこれはおかしいんじゃないかと思料に足る事実になってくるので、そういったところでは発見しやすいのかなと思っています。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。

伊藤委員。

○伊藤委員 倫理規程ですが、この中には道路交通法違反というのは関わらないのですか。教職員は特に厳しいのは道路交通法違反です。教職員の場合には県民の公僕だと。もちろん一関市の教職員であれば市民の公僕になるということをこういった道路交通法違反も含めての全て、つまり市民の方あるいは県民の方の税金で私たちはご飯を食べさせていただいている。そういうものも踏まえてのことですけれども。ですからこの倫理に関してはそのとおりだと私は思いますけど、倫理規程の中身というか、道路交通法違反というのはどのような形で位置付けられているのでしょうか。あるいは、それは個人に任せているのか。教職員は全く違いますけれど、高く捉えて厳しく捉えています。それでも違反があつて新聞を賑わしていますが。その辺いかがでしょうか。

○教育長 教育次長。

○教育次長 道路交通法違反に関して、それに特化した分ということであれば、その違反の行為によってのその罰則というか、処分規程というのは別に設けられておりますし、毎年例えば職員がこういった形で捕まっていますということは、職員に共有がありまして、

法令遵守を徹底するということとは定期的に職員課を通じて出ておりますので、別に市独自で規程を設けております。

○教育長 私からも確認ですけれども、今回の制定するものについては、官製談合の防止法の事案が出てきたのでそれを中心に挙げているのかなという捉えでいいのかということと、先ほどの道路交通法については、この官製談合違反も含む全てのコンプライアンスの中のサービス意識のところでは、市の方も学校の教職員と同じように軽微なものも必ず報告することというような部分もありますし、また、酒気帯び等の大きい事案が出た時には、その都度再発の、再発防止の通知が出たり、そのそれぞれの所属のところでの研修の部分が出ていますので、ここは今回発生した事案の再発防止に焦点を当てたという捉えでよろしかったでしょうか。

教育次長。

○教育次長 今回の倫理規程については、官製談合の再発防止に特化した形で改めて制定するという形となっております。

○教育長 ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、かなりの分量のある規程を審議いただきました。議事でございますので、採決を取りたいと思います。議案第 25 号一関市職員倫理規程の制定について、制定することについて賛同いただける方は挙手をお願いします。満場で賛同いただきました。これにつきましては制定することとなりました。ありがとうございます。

報告(1) 行事報告及び行事予定について

○教育長 3の報告に入ります。行事報告及び行事予定について、最初に私の方から教授報告をお話しさせていただきます。教育長日程資料No.1をご覧くださいと思います。

前回は、第 21 週の 8 月 21 日に教育委員会定例会を行いましたので、それ以降について報告をいたします。

22 日、藤沢中学校の男子ソフトテニス部 3 年生の 2 名が全国中学校総合体育大会に出場をいたしましたので、その報告に来ていただきました。全国大会は石川県で行われて 2 回戦まで進んだということでしたが、一関地方の大会、そして岩手県盛岡で行われました岩手県大会、そして同じく盛岡で東北大会が行われて、そこで 3 位入賞して全国大会に出場したということでの報告でした。

23 日、第 16 回一関地方中学校英語暗唱大会が開かれまして、川崎市民センターが会場で私も出向き、祝辞を述べてまいりました。これは中学校の英語科の教員で組織される一関地方英語教育研究会が主催したものです。市内の中学校、平泉中学校、県立中学校から 12 名の中学生が英語を暗唱いたしました。表情や身振り手振りを使って相手に自分の気

持ちを伝えようと一生懸命な姿を見ることができました。

24日、一関図書館で亡くなられた駒形克己氏への感謝状贈呈式が行われて、私も出席してまいりました。駒形さんは令和3年から一関に居住されて、一関SDGsパートナー登録制度のオリジナルロゴのデザインや、市立図書館100周年記念ロゴデザイン、市民へのワークショップ講師、絵本作家養成講座の講師等、たくさんのご貢献をいただいた方です。残念ながら今年3月に病気のために死去されて、絵本作家の養成講座は長女の駒形あい様に務めていただいております。この日は最終回でありましたが、当日は市長から駒形あい様に感謝状を贈呈いたしました。小中学校では令和4年度から学びの進化プロジェクト、プロデザイナーによるアート支援プログラムの講師としてお力添えをいただいたところです。

第22週26日、わたしの主張一関東区大会が川崎市民センターで、翌日の27日には一関西地区大会が一関文化センターで開かれました。いずれも中学生がいろいろ社会のこと、自分のこと、家族のことを感じたことを素直な気持ちで述べ、感動させられるような話がたくさんありました。東地区は川崎中学校、西地区は一関東中学校の代表が1位で県大会に出場いたします。

28日、中学生の最先端体験研修の報告会と解団式が東山の地域交流センターでありました。今回60名の中学生が筑波の方に2泊3日で研修を行い、KEKほかを見学してきましたが、その成果についての様々な発表が行われました。学校を超えてのグループが構成されましたけれども、お互い打ち解けた中で、非常に成果のあった研修だったということがわかる会となりました。

29日は、県民体育大会並びに障がい者スポーツ選手団の結果報告及び解団式が行われました。県民体育大会障がい者スポーツ大会の方に581名の市民が出場いたしましたので、その結果について報告があったものです。

30日、臨時校長会議を行いました。地域部活動に関しての話し合いでありました。令和6年度は、47の学校部活動が地域部活動に移行しております。学校から地域に完全に移行された全日型としては4つ、休日型、休日のみの部分での地域移行ということでは43という状況となっております。学校部活動の地域移行は、将来的には地域クラブ活動、地域のスポーツ団体によるものを目指していくこととして、まちづくり推進部のスポーツ振興課とも連携していくことの説明も行ってまいりました。小学校長の参加希望もありましたが、小学校でも6年生の子どもたちが進学した時に、どのような地域部活動、学校部活動があるのかというのがかなり関心があるのかなと思っております。今後も情報を共有しながら進めてまいりたいと思っております。

同日、東山小学校の6年生の2名、これはスポーツクラブで東山クラブですが、陸上

競技で全国大会に出場する児童、東日本大会に出場した児童の報告の表敬訪問で教育委員会に訪れていただきました。陸上競技で1名が9月に東京の国立競技場で行われる全国大会に出場すること、もう1名が8月に北海道の函館市で行われた東日本大会に出場したとの報告です。

23週9月3日から市議会の本会議が始まりました。このことについては、次回の教育委員会会議で概要を報告させていただきます。

同日、骨寺村荘園遺跡の指導委員会が開催されました。本来は私もこの指導委員会に出席する予定でしたが、議会と臨時に入った会議対応で欠席となりました。これは重要なものなので報告をさせていただきます。この委員会は、この骨寺村荘園遺跡の調査研究と整備活用について、委員の方から指導助言をいただく会です。世界遺産拡張登録がひと区切りとなりましたので、この会が今後の本寺地区の地域づくりに大きく関わる会と捉えております。今年度から文化的景観部会と史跡部会の2つの部会を設けて、それぞれの計画と今年度前半の取り組みの報告を行った会です。特に文化的景観部会からは、文化的景観に選定されてから18年が経過しておりますので、選定当時と現在の実態に即した見直しを行うために、農村景観保存計画の改定を行うこととしております。教育委員会としては、その取り組みによって、一関市本寺の文化的景観の本質的価値が再認識されて、その価値を守る方法が共有されることによって、地域づくりが進むことに繋がると考えているものです。

8日、ジュニアエコノミカレッジ in いちのせきが花泉の花夢パルで行われました。これは一関の商工会議所の青年部が主催の事業で、5人1組で6チーム作りまして子どもたちは株式会社を設立して、商売のグランプリを目指すものです。今回8日は、計画を示して、銀行から資本金、これは具体的にはこの銀行は商工会の方がなりました。そして保護者の方から借入金を出資していただく会です。そのプレゼンを行うものであります。それを経て10月には実際の販売を行う予定となっております。これは自分で考え決断する主体性を伸ばすことを目標としておりますが、教育委員会で行っているキャリア教育としての位置付けに非常に参考となる取り組みと感じたものです。私も呼ばれてここで最後に感想を述べてきたところです。

第24週9日、一関地方中学校総合体育大会の駅伝競技が、一関市総合体育館周回コースで行われて視察してきました。以前は8月に行っていたものですがけれども、熱中症対策で8月から9月開催としたこと、10月に県大会がありますのでギリギリの期間かなと思っております。そしてさらに、8時15分女子の部のスタートということで、時間を早めての大会でした。

10日、一関地方中学生の独唱大会が一関文化センターで開催されました。昨年度まで

は小中で行っておりましたが、今年度からは中学校のみの大会となりました。一関地方教育推進協議会の中学校音楽教育部会の主催で、25名の生徒が発表を行った会です。

11日、一関地区の法人会女性部会が主催する税に関する絵はがきコンクールの選考会が一関文化センターで開催され、出席してまいりました。これは税に関する絵はがきを標語を作ってデザインすることによって、税についての理解を小学生が行うということを目的としているものです。市内9校から延べ352名のご応募がありました。

12日、室根小学校の学校公開研究会が開かれました。教育委員の皆さんにも対応いただきまして、ありがとうございました。

14日、中学校の総合体育大会の新人戦があり、視察をしてまいりました。選手は1、2年生の構成となりましたし、また6月中総体から夏休みを挟んで3か月という短い期間でありましたが、どの競技も一生懸命に力を合わせる生徒の姿を見ることができました。3年生が抜けたことや生徒の数の減少と、また部活動が任意加入になったことから、様々な要因がある中で、各競技の運営も変化していることを感じました。例えばソフトボール競技については、出場は中総体と同じ中学校8校ですが全てが合同チームで、2チームの編成で1回試合して順位決定戦という形になる。中総体は3チームでしたが、3年生が抜けて人数減少したので、現在2チームという状況となっております。また、野球競技も出場は14校でしたが、合同チームが4チーム組まれておりましたが、うち1チームは4校で構成されて8チームでの試合となりました。この中では比較的市内で生徒数の多い桜町中学校も合同チームでの出場となっておりますので、加入する生徒数の減少、生徒数の多い学校でも部活動の維持については、課題になっているということを実感したところです。そういう点で、生徒数の減少への対応も考えた部活動の地域移行ということも、考えていかなければいけないのかなと感じたところでもありますし、また、市内小中学校でコロナの感染者も出ておまして、この中総体の団体種目でそのために出場辞退した学校もありました。個人戦も同様でした。

翌日15日は、2日目のみ開催の剣道競技や体操競技、柔道競技を視察してまいりました。

前に戻って14日、一関文化祭の第75回記念開幕フェスティバルが一関文化センターの大ホールで行われまして、来賓として祝辞を述べてまいりました。昭和25年に第1回一関地方産業文化展として開催され、毎年開催されているものです。特に昭和25年に開催されたということは、戦後の復興期に大変な経済状況の中で、一関市では文化財に取り組んだということは、並々ならぬ文化を大切にすることが非常に先人の方の思いが伝わってきた歴史のある式典であったと思っております。

行事報告は以上ですが、何かご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、行事予定についてお願いします。教育次長、

○教育次長（説明）

○教育長 行事予定についてよろしいでしょうか。

次の定例会は10月23日水曜日午後1時半から花泉支所ということですが、よろしいですか。そのようにお願いいたします。

また、委員の皆様には、9月25日の弥栄小学校の総合訪問と10月3日の猿沢小学校の総合訪問の対応をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では以上で、行事報告及び行事予定については終了いたします。

その他(1) 令和6年度学校教育行政の重点について（グローバル化への対応）

○教育長 では、4その他(1)令和6年度学校教育行政の重点について、グローバル化への対応について事務局からお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（説明）

○教育長 今事務局から学校教育行政の重点、グローバル化への対応についての説明がありました。これについて質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤委員 左側上段の一関市の現状で、粘り強く話したり書いたりすることが課題というようにご指摘がありまして、以前も総合訪問だったと思うのですが、英語の授業を聞かせていただいて、学校の校長先生か副校長先生からだったと思いますが、ネイティブの方が来て授業を展開している中で、話す時の声がしっかり出ているか、少し元気がない。その学校がどこだったか記憶にありませんけれど、話す時に言葉にすることの勇気とか恥ずかしさとかもあって、元気に話す声量とかそういったところの指摘があった記憶がありました。その時に私も大学生の時に盛岡市内に4年おりました、英語の先生がよく学生たちに声をもっと大きくしなさいと注意して、岩手県や東北から集まっている学生が多かったので、その大学の先生は多分東北の出身の方ではなくて、他県出身の先生だったと思うのですが、毎回、君たちはもう少し元気に話をしなければと注意されている印象が、自分も経験がありまして、そう考えると、元気に言葉にすること自体は、逆に東北人のいい面もあると思います。恥ずかしさとか、そういったのは全部がネガティブではないと思うのですが、ことこういった英語でものを表現するとか、先日の公開研究会は算数でしたけれども、やはりが1年生と3年生と5年生でしたか、私の印象では学年が上がるごとに、少し難しくなって、発言する時にこれが正しいかどうかという、自信があるないが声の大きさにも影響するのではないかと。あるいは年を重ねることによって、人前で話すこ

との恥ずかしさとか、そういったものが影響するのかなということも、これもあと地域性なども影響しているのかなと思いながら拝見しています。今後学力の向上の中で、話す、これは書くも入っていますけれども、話すということはやはり最終的に英語であれ算数であれ、言葉で表現していくときに、内容もそうですけれども多分ある程度、これは私もあんまり声が大きい方ではありませんが、ある程度人前でプレゼンテーションしていくというか、様々な科目もそうですし、キャリア教育の中でも1つ課題としてあるのかなと思っておりますので、そこはちょっと感じたところでございます。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 自分の思いを言葉に乗せるのは、コミュニケーションの力を作る上でもとても大切だと佐藤委員がおっしゃられるとおりに思っています。国際的なコミュニケーション能力の育成というように教育委員会としても学校教育課としても捉えて、それを唱っております。音声言語として成立するように、そういうことは大切にしながら授業を組み、どの子も参加し、そしてひとりになってもその力が生かせるというような資質、能力の育成を目指していきたいと考えております。ありがとうございます。

○教育長 ちょっと補足しますと、中学校の英語については、国際的なコミュニケーション能力というのは、大きい目標ですけれども、英語科の教科としては実践的コミュニケーション能力というのをすごく狙っています。従来と言いますか、以前の英語は、同じような教科書、英文出ているのですが、英文を見て文法を確認して、文型を覚えて、それを暗唱してそこからいろいろ応用していくというような形が主流だったのですが、今は文法とか文型は置いといて、英文で書かれている場面を実際にALTや英語科の教員、あるいはCD等を使って、それを聞きながら何をやっているのかということを手掴んでいって、これが自己紹介をやっているんだということを掴んでいって、そこから必要な文法を確認して、そこで英文を暗唱するのではなくて、それを自分の自己紹介にするという学習になっているので、その土台となっている自分のことを話すとか、聞き取るとかそういう力がないと、今の求めている英語の力にならないので、そのコミュニケーションという部分もですけれども、与えられた課題について英語で話そうとする意欲がないと、英語の力は伸びないということが大きいものです。今度中学校の授業を見に行かれた時に、多分中学校1年生も極力英語で授業するという形に、小学校でも行っているというところがあるのですが、そういう部分で英語科の中で話すということがまずかなりベースになっていて、そういう授業を展開していかないとなかなかこの全国学調の英語の問題のようなものに反映していかないというところがありますので、すごく貴重なご意見だったなと思っております。

ほかにございませんでしょうか。

伊藤委員。

○伊藤委員 教育長がお話されたことに尽きると思います。私自身も体験からですが、昭和の英語を勉強してその後南半球のオーストラリアに行って5年間居ましたが、10年間勉強した英語が役に立ちませんでした。それは何かというと、何を話しているか耳で聞き取れない。それだと耳で聞き取れなくて、単語も中学校のもので理解できるものがあるのに、聞き取れないから何を話しているかわからない。何を聞かれているかわからない。まず聞くことで理解できることを教育委員会も一生懸命やっているのですけれども、そういうのをきちっとやっていただいて、この点数とか数字が現れる結果ではなくて、子どもたちが小さいうちから外国人に対して、国際的なところで将来活躍して行くのでしょけれども、コンフィデンスというか、自信とか対応に辟易することがないように、そういうものをちゃんと小学校時代に身につけて行ってほしい。そして対等な立場で、言葉のやり取りをしてほしい。正しい素晴らしい英語の発言が必要ではないのですが、何か聞かれた時に何を言われているかわかったのに対して、自分の持っている単語の中で、深くてもいいから、1つの言葉は2つの単語でもいいから答えると、ちゃんと理解をしてくれて、そしてコミュニケーションが図れる。そういう形でした、私の場合には。ですから、そういう英語の授業をずっと継続して行って、そして子どもたちにコミュニケーションを築けて、そして国際の場で活躍できるような、あるいはコミュニケーション取れるような子どもたちになってほしいなと思います。ですから教育長がお話しされたようなことを、ぜひ継続して重視してほしい。一関市はALTを小学校あるいは中学校にたくさん派遣してらっしゃると思うんです。ほかの市町村に比べれば。いいチャンスですので、ぜひ継続して行っていただきたいです。

○教育長 ほかにございますか。

桂島委員。

○桂島委員 左のページ上の全国学調英語よりというところに、一関が全国よりも正答率が下回っているということで、右側にその分析というのがあるのですが、特に岩手県とか一関に限らず、正答率が高いところの地域が、どんな取り組みをしているのかというところの情報だったり、何が違うのかというところ。あとは小学生のうちに英語などの塾に通っているというところが結構都会の方が多いのかなというイメージがあるのですが、行きたくてもなかなか近くにないとか、そういう事情もあると思います。いろいろ今はオンラインでも英語を学べる機会がどんどん増えていくというのもありますし、その正答率が高いところでの取り組みとの比較をしてみないと、なかなか一関市と岩手県の中でどうにかしようと言っても難しいものがあるのかなというところと、環境が違うのもあるので同じように全部取り入れるわけにはいかないと思うのですが、それも分析の1つとして見てい

ただくと、また違う視点があるのかなと思います。授業ってやっぱり受け身でやっている、黙って机に座っていて時間が過ぎていけばいいなと思っている子も、もしかしているのかなと。自分が主体的にやらなくても誰かが喋ってくれると思って授業を受けていると、どうしても受け身的なことって力に、仕事においてもそうだと思うのですが、最初のオリエンテーションの時に、はいはいと聞いているけれど、いざそれをやってみてと自分が動く時に、あんなにいろいろ説明されたのに、何だっけとやっぱり動けなかったりとかすると思います。ALTの方がせっかく来ていただいているので、例えば学校内のどこに何があるかというのを案内するのをALTの方に協力してもらって、定期的にそういうのをやってみて、自分が実際に町でもし聞かれたらどう答えるのかなということ、学校の中でもいいのでやってみると、主体的に動くという機会を増やすと、まず自分がやらなければいけないと思う。グループでもいいから、そういうのとかもどうかなとちょっと思いました。

○教育長 ありがとうございます。全国の正答率の望ましいとことの比較という部分では、この全国学調、英語だけじゃなくて国語、数学、小学校の算数もなんですけど、これ終わった後に文部科学省の方からものすごく厚い冊子の報告書が出てきて、それは1問ごとに、どういう背景があってできないのか、どういう指導があるからできるのかという詳細な資料が出てくるので、それらを加味しながらこの計画に入れて、一関の現状でまとめれば無答率と技能統合の問題の正答率が低いということになるのですけれども、それを改善するための手立てとして、その報告書等に盛られている方策の中のどの部分が実際の授業で必要なかというような見方というのは、今の桂島委員のお話を聞いて取り組まなければいけないとこだなと思ったところです。ありがとうございます。

あとはよろしいですか。

大浪委員。

○大浪委員 2点質問がございます。まず1点目ですがこの問題例のような問題を生徒は解いていくということでしょうか。その中で無回答率が高いとあるのですが、記述ではなくて、例えば記号の並びア・ウ・イ・エと並び替えていく問題に対しても無回答が多いということなのか。もしそうであれば、テスト慣れと言うんでしょうか、もし自信がなくても必ず回答は書きましようみたいな指導がなされるべきなのかなということが1つ疑問に思ったことです。

もう1点ですが、左の1番下です。先日、学校教育課長からも外国籍の児童が多くなっているというお話は伺ったのですが、その子たちに日本語の指導をしていくというのが当たり前なことではないかとは思いますが、逆に、その子たちから外国語を学ぶという機会があっても、国際的なコミュニケーション能力を伸ばすという意味では、学校によっ

てその国籍の違ういろんな子どもたちがいるので、その子たちの母国を大事にする、その人たちの母国を知ると面白い授業も体験できるのかなと思うので、地域差、学校差というのは出てくると思うのですが、そういう外国籍の子どもたちも大事にしてあげたいなということをおもいました。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 1点目ですけれども、全国学力調査の問題は、聞く、読む、話す、書く4観点を満遍なく問う問題になっておりまして、実際並べ替えというよりは、直接文章を書くという、英語で問われたものを英語で答える、そういう問題が後ろに来るほど多くなってきて、太刀打ちが難しくなってしまう。でもその前段階として、教科書から拾い上げて、教科書の中に20問ぐらいこういう例文が並んでいます。そこを単語で区切って記号化して、それを並べ替えることによって、まず言葉としての流れを捉えて、書けるようになっていく。そのレベルでの設問ということになりますので、かなり簡易に問題は構成されているという状況です。

2点目ですけれども、学校で外国のお子さんが来て、その子からそのお子さんの国について学ぶというのはすごく楽しい機会だろうなとも思います。教育課程の中に位置づけるのだとすれば、可能なのは総合的な学習の時間という枠の中で、国際理解学習、国際理解教育という位置付けの中で交流ができるかと思うのですが、基本的に友達同士が、あなたの国のこれ教えてちょうだいみたいな、そんな感じの日常会話の中で仲を深めていってくれたらまたさらにいいだろうなと思うところです。所感みたいな形で喋ってしまえますけれども、学校に位置づけるのであれば、そのようなチャンスの取り方はあるかなというところはございます。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。

伊藤委員。

○伊藤委員 確認です。英検ですけれども、これは希望者だけの対応のことでの記述ですか。私たちの時もそうだったのですけれども、何級受けるにしてもお金がかかるということでした。それを年1回、英語の検定料を全額助成するというのは非常にいいことだなと思います。ただ、中には金額がかかるということで、なかなか受験しづらい家庭もあると。本人は希望しても。反面、本市ではなくて、もちろん当然市町村によって財政状況は違いますけれども、平泉町は全額、どの子どもたちにも何回でも、英検でも数学検定でも、漢字検定でも全部補助するんだそうです。そうすると全然違ってきますよね。一関市には財政がないからなのかなとは思っているのですが、それでもまず1回は補助してくれるということ。こう差が出てくると、そういうことを聞くと違和感を覚えます。そこは財政によりそこまでの補助がなかなか難しいということでしょうか。

○教育長 全体のバランスの中で、どの部分に重点を置けるかというところになるのかなと思います。

ほかにございますか。

桂島委員。

○桂島委員 検定料は金銭的なものもあるのですが、児童手当の方が、またなんか高校生の方の額が変わってというのが、最近うちの方にもお知らせが来て、所得制限を設けないでというのが来て、市の方も児童だったり、学生に対してできる限りのことを財政的に家庭に還元しようとしているのだなということを感じます。数学検定などは、一関市はまだ対象にはなっていない。英検の方に取り組んでいるようですけれども、親御さんであればお子さんが積極的に検定を受けたいと言うと、どちらの親御さんも反対する人はあんまりいないのではないのかなと思います。頑張ろうと思っている姿勢を応援したいと思うのが、親御さんだと思います。もしそこで家計的に苦しいなと言ったら、多分自分のことだったり、何か違うところで頑張ろうと親御さんも思うのかなと思うので、親御さんにも理解をしていただいて、積極的に受ける機会があればいいと。なんか他人事だな、自分には関係ないな、なくても特に困らないなと思っているお子さんもいるのではないかなと思うんですが、受けることによって自分が勉強した証というか、形に残るものというところで、自信にも繋がるかなと思います。学校の方からいろいろな試験のお知らせが来ますが、それによってお子さんがどう自信を持つかということも、取り組みとして一言添えていただくといいのかなと思ったりします。保護者会の時などでもいいですし、義務的なことでもなく、お子さんために、お子さんの長い人生においてというか、長い目で見た時にとかっていう考えてって思って、うちの子どもにはなかなかできないです。うちの子どももやっぱり英検取っても、英語苦手なので英検を取ってもというのが聞かれたので、今も諦めずに言い続けているところでございます。

○教育長 学校からいろんな検定の案内を出すと思うのですが、その時にどういう言葉をかけるとか、親にメッセージを伝えるかというのは非常に大きいことだと思います。ありがとうございました。

ほかにございますか。

伊藤委員。

○伊藤委員 何でこだわるかという、履歴という名称の中で、特典というところがあるんですね。例えば自分が英検の2級を持っていたら、2級と印をつけておくと、一生いきる履歴です。だからそういうチャンスが中学校時代にあるのであれば、私から言わせれば、チャンスがいっぱい子どもたちにあった方がいいなと思ってのお話でした。例えば剣道でも剣道にいたとか、私は柔道をやっていたので柔道も何段とかというような形で書けば、

一生の履歴になると思います。だからこれってすごく大切に私は感じますから、ぜひこの辺も併せてお考えをいただいて、そして推し進めていただくと大変ありがたいなと思います。

○教育長 ありがとうございます。ほかにございますか。

大浪委員。

○大浪委員 すいません先ほど聞くのを忘れたのもう1点ですが、英検に関しては私もちょっと息子の育て方を間違ってしまったもので、何十万と英検を受けさせたのかと思うぐらい、実力がないのに英検の案内が来ると、英検だよ受けなと言って落ちて、また来たよ、受けなと言って落ちてというので、子どもは痛みがないので、受けろと言われたから受ける、学校でも受けろと言われたから受けるというのを繰り返して、ようやく2級まで辿り着いたんですけれども、それまでにいくらかかったのかなと思うと、今でもちゃんと準備ができてから挑ませれば良かったなという後悔が今もあります。今高校3年生になってしきりと言われるのが、この英検のスコアをもって大学受験をできる。すごく増えているんですが、それはやっぱり英語を着実に英検を積み重ねることによって、それを大学入試の時に英語の試験を受けずに、もともと持っていたスコアで受けられるというのは、すごく大きな自分のものにもなるし、なお且つほかの勉強に打ち込む時間もできるというので、この英検の積み重ねたスコアというのは、確実に自分の何かになるということが、小さい子どものうちだと大学は受けないかもしれないとか、そういう選択というものもあるのかもしれませんが、確実にものになる、何かの助けになってくれるというのは、やはり伝えていく必要があるのかなと思いました。聞き忘れたことですが、この英語の森キャンプと最先端科学体験の方ですが、参加が増えているということですが、人数の制限があるのかということと、それぞれ実費はあるのかということのを伺うのを忘れましたので、お願いいたします。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 最先端科学体験の方は、学校規模によって制限人数は設けて、何人まで出してくださいというようにしています。結構人気がありまして、学校の中でも願いが叶わないでしまっているお子さんも複数名いることは、こちらの方でも抑えているところです。実費はかかっていないというものになります。お小遣いは家庭負担ですけれども、これに伴う移動費とかはかかっておりません。人数は今がマックスかなと思っております。受け入れ先側のこともありますし、今回は60人でしたが、2つに分かれてそれぞれ交互に違う場所で見たりというような形を取っております。統導者7名の中では安全配慮上も、今ぐらいになるかなと思うところです。

○教育長 いきがいづくり課長。

○いきがづくり課長 英語の森キャンプですけれども、定員については中学生、小学生ともに 70 名という定員でやっております。ただ実際ですけれども、中学生、小学生とも、これまで定員に達したことはありません。小学生についてですけれども、一昨年あたりまで、コロナ禍ということもあってかなり少なかったのですが、今年度もかなり少なく、20 名という結果になっております。それぞれの負担ですけれども、宿泊料等は半額減免にはなるのですけれども、小学生 1 泊 2 日で 3,500 円という自己負担になっております。今回小学生がコロナ禍も落ち着いた中で、このくらい的人数ということですので、どの辺りに参加者が集まらない原因があるのかというのを、ちょっとアンケート等で、もしかしたら宿泊ということに、小学校 6 年生ですが、友達と一緒にとか、学校でという単位ではありませんので、そういった中で 1 泊 2 日の宿泊に不安があったりもするのかなとか、そういったことがありますので、アンケートでその辺りちょっと掘みたいなと思っています。

○教育長 英語検定のスコアの話が出ましたので、一応目処ですが、十分達成してる学年の目処ですけれども、英検の 3 級は中学校 3 年間の内容が十分達成している。そこを中学校では英検 3 級目指しましょうということです。準 2 級は高校 2 年生の内容は十分達成。2 級は大学 2 年生。ここにはありませんが準 1 級は岩手県内では中学校、高等学校の教員を目指してほしい級です。1 級というのは通訳等の専門職というような級ですので、それが割と標準化されているということです。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

○教育長 では、4 のその他の(1)については終了いたします。

その他(2) その他

○教育長 (2)その他、皆さんから何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上を持ちまして第 268 回一関市教育委員会定例を終了いたします。ありがとうございました。